

令和5年10月18日 15時30分

近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株式会社ゴセケンに対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：株式会社ゴセケン

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 処分理由

奈良県御所市が発注した御所市新火葬場整備事業建設工事の入札に関して、株式会社ゴセケンの元代表取締役2名は、株式会社ゴセケンを代表企業とする特定建設工事共同企業体を受注させるために御所市市議会議員が便宜を図ったことへの謝礼として、賄賂を供与した。これにより元代表取締役2名は、令和5年6月12日に大阪地方裁判所において刑法60条及び刑法198条により懲役3年（執行猶予5年）と懲役2年6月（執行猶予5年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課

課長 征矢 道仁（内線6141）
課長補佐 小園 賢太郎（内線6144）

電話 06-6942-1141（代）
06-6942-1059（夜間直通）

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：株式会社ゴセケン
許可番号等：国土交通大臣（特-2）第9344号
代表者氏名：西本 正昭
本店所在地：奈良県御所市室1193-1

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和5年11月2日から令和6年11月1日までの1年間

2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

3. 処分理由

奈良県御所市が発注した御所市新火葬場整備事業建設工事の入札に関して、株式会社ゴセケン
の元代表取締役2名は、株式会社ゴセケンを代表企業とする特定建設工事共同企業体を受注させる
ために御所市市議会議員が便宜を図ったことへの謝礼として、賄賂を供与した。これにより元
代表取締役2名は、令和5年6月12日に大阪地方裁判所において刑法60条及び刑法198条
により懲役3年（執行猶予5年）と懲役2年6月（執行猶予5年）の判決を受け、その刑が確定
している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。